



不正改造の禁止

たとえばマフラーを切断したり、運転者席の窓ガラスに着色フィルムを貼り付けた自動車。たとえば過積載を目的にさし枠を取り付けた土砂ダンプカー…。人に危険を及ぼし環境に悪影響を与える、不正改造車を撲滅するために、不正改造の行為そのものを禁止する規定を新しく設け、さらにそのユーザーに対する整備命令制度を強化しました。

1 不正改造の行為そのものを禁止 (改造をしたらダメ!)

不正改造を行ったら…

運転視界を妨げる濃い着色フィルムの貼付け

土砂ダンプカーの過積載を目的とした荷台へのさし枠取り付け

消音器(マフラー)の切断・取り外し

車体からはみ出た幅広タイヤの装着

違反

トホホ…

懲役(6ヶ月以下) or 罰金(30万円以下)

2 不正改造車の走行を禁止 (走ったらダメ!)

走行

整備命令

違反

使用停止!!

車検証・ナンバープレートを没収!

15日以内にキッチリ整備し、運輸支局に提示!!

不正改造ステッカーを貼付け、整備命令を発令!!

3 整備管理者の選任要件を緩和

自動車技術の進歩、使用実態の変化に対応し、整備管理者を選任すべき範囲を、点検・整備に専門知識を要する大型トラック・バス等に限定します。

選任要件の緩和

車種	整備管理者の選任・資格要件	
	改正前	改正後
●自家用マイクロバス ★乗車定員29人以下	1台から選任要	1台は選任不要
●自家用乗用車 ●自家用トラック ★車両総重量8t未満	10台以上選任要	何台使用しても選任不要

※事業用自動車・レンタカーは現行どおり選任を義務付け

資格要件の見直し

次の条件を新たに加え、整備管理に関する実務経験を5年から2年に見直し。

- 整備管理対象の自動車と同種類の自動車についての点検・整備、または、管理の実務経験を2年以上有すること。
- かつ、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。



厳しい処罰が待っている不正改造!!

灯火類の灯光の色を変更

高速走行する自動車の動きを示す制動灯や方向指示器。その決められた灯光の色を替えるということは、誤認を与えとても危険です。



基準 制動灯……赤 方向指示器……橙 尾灯……赤
車幅灯……白・淡黄または橙
後退灯……白 後部反射器……赤

注意! クリアレンズを着用している自動車には、規定の灯火の色を発光する着用品等を使用しなくてはなりません。また、後部反射器も反射光の色が赤色であることが必要です。

運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム貼付け

運転者の視界を妨げる濃い色の着色フィルム。運転席および助手席の窓ガラスに貼ると、状況確認が困難になりとても危険です。



基準 着色フィルムを貼り付けた状態で可視光線透過率70%未満のものは不可。

ディーゼル自動車が出す黒煙



ディーゼル自動車における燃料噴射ポンプ等の調整が不適切だと、規制値を超える黒煙が排出され、沿道住民の健康や環境に悪影響を及ぼします。

消音器(マフラー)の切断取り外し



マフラーの切断・取り外しは移動する騒音公害、大勢の生活環境を破壊します。

基準 近接排気騒音規制値(平成10年規制以前)
●小型二輪自動車…99デシベル以下
●乗用車…103デシベル以下

タイヤおよびホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し



高速で回転する突出したタイヤやホイールは、歩行者に危害を及ぼしやすく、車体やブレーキ機構への干渉により事故や故障の原因にもなります。

基準 タイヤなどの回転部分が車体から突出しないこと。



- A. 荷台さし枠の取り付け
さし枠を取り付けての過積みは、制動停止距離を延ばし、不安定なため大変危険です。
- B. 突入防止装置の切断・取り外し
突入防止装置(リアバンパー)は、後部から追突する自動車の被害をより軽減できるよう寸法・強度が規定されています。
- C. 排気管の開口方向違反
横に向けた排気管は、排気ガスが歩行者に直接かかり迷惑です。

道路運送車両法 改正のお知らせ

1 不正改造行為の禁止!!



●懲役 ●罰金

強化 不正改造者・車を撲滅!!

2 不正改造車走行の禁止!!



●使用停止

3

整備管理者の選任要件 緩和

